

5 計画の進行管理

この計画の進行を管理するため、毎年度、施策の展開方向に位置づけた主要事業の進捗状況を点検し、より効果的な教育施策の企画・立案などに活かすとともに、客観的な根拠により県民への説明責任を果たすために、わかりやすい指標を設定し、毎年度、点検・評価し、計画の着実な推進を図ります。

数値目標

1 全体目標

この1年間に「生涯学習」をした人の割合

この1年間に「生涯学習」をした人の割合について、2027年度までに10%増加の70%を目指します（2021年度60.1%）

2 個別目標

体系別/項目名		現況		目標		所管
		年度	数値	年度	数値	
1 自己を高め、豊かに生きる生涯学習						
(1)	全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒割合	2021	小 77.2% 中 77.2%	毎年度	前回調査を上回る	教育委員会
	・小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数（小中学校）、配置人数（高等学校、特別支援学校） ・小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数 ^{新規}	2021	S C：小中 103,089時間 高 58人 特 2人 SSW：小中 90人 高 9人 特 2人	毎年度	増加	教育委員会
(2)	週1回のスポーツ実施率（成人、障害者） ^{新規}	2021	20歳以上：56.3% 障害者：23.0%	2026	20歳以上：70.0% 障害者：40.0%	スポーツ局
(3)	食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 ^{新規}	2021	2.7万人	2025	12万人以上	農業水産局
(4)	県文化施設への来場者数（愛知芸術文化センター（栄施設）、県図書館、県陶磁美術館、あいち朝日遺跡ミュージアムの合計） ^{新規}	2021	156.8万人	毎年度	270万人以上	県民文化局
(5)	2024、2025年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックにおける愛知県国際展示場への来場者数	2019	187,470人	2024 2025	2023大会来場者目標（2019展示場1日目）77,000	労働局
(6)	愛知県職業能力開発協会が行う訓練の受講生数	2021	1,081人	毎年度	1,600人	労働局
	大学等高等教育機関における公開講座の開催数	2021	1,163講座	毎年度	前年度を上回る	教育委員会
(7)	ヤング・ジョブ・あいちの利用者の就職者数 ^{新規}	2022	4,748人	2027	5,959人	労働局
(8)	リカレントフォーラムの参加者数 ^{新規}	2022	会場参加 26名 オンライン 140名	毎年度	前年度を上回る	教育委員会
	若者・外国人未来応援事業の受講者数 ^{新規}	2021	延べ1,886人	2027	2,500人	教育委員会
2 人をつなぎ、地域をつくる生涯学習						
(1)	コミュニティ・スクールを導入している小中学校数 ^{新規}	2022	小：199校 中：92校 高：3校 特：3校	毎年度	前年度を上回る	教育委員会

体系別/項目名		現況		目標		所管
		年度	数値	年度	数値	
(2)	あいちシルバーカレッジ及びあいちシルバーカレッジ専門コースの年間受講者数	2021	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	毎年度	660人	福祉局
(3)	放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数 ^{新規}	2022	28市町村	2027	全市町村	教育委員会
(4)	子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合	2022	73.4%	2027	80%	県民文化局
(6)	実効性を高めるために、危機管理マニュアルの見直しを実施した学校や、地域の防災課題に応じた防災・避難訓練等を実施した学校の割合 ^{新規}	2019	見直し実施：97.1% 避難訓練等：95.7%	毎年度	見直し実施：100% 避難訓練等：100%	教育委員会
3 未来を築く生涯学習						
(1)	ユネスコスクール交流会への参加人数 ^{新規}	2021	131名	毎年度	200人以上	教育委員会
(2)	あいち環境塾（基礎コース）の参加人数	2022	23人	毎年度	20人	環境局
(3)	人権啓発イベントの参加により、人権を尊重するきっかけとなったと思う人の割合	2022	98.0%	毎年度	90%以上	県民文化局
(4)	女性の活躍促進宣言企業宣言企業数 ^{新規}	2022	2,455社	2025	2,700社	県民文化局
(5)	日本語教育適応学級担当教員の数 ^{新規}	2022	547人	毎年度	外国人児童生徒教等に応じた適正配置	教育委員会
	外国人のプレスクール実施市町村数	2022	16市町村	毎年度	増加	県民文化局 教育委員会
(6)	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講習修了見込者数	2021	手話通訳者：0人 要約筆記者：14人 盲ろう者向け通訳・介助員：6人	毎年度	各40人	福祉局
4 生涯学習推進体制づくり						
(2)	生涯学習情報システム「学びネットあいち」トップページのアクセス件数	2021	128,002件	毎年度	前年度を上回る	教育委員会
	生涯学習情報システム「学びネットあいち」新規登録情報提供機関数	2021	21件	毎年度	24機関	教育委員会
	公民館主事等社会教育担当者研修会の参加者の満足度	2022	97.4%	毎年度	95%以上	教育委員会
	地域指導者の養成数	2022	298人（実人数）	毎年度	前年度を上回る	教育委員会

※この表の番号は、第3章に示した県の生涯学習施策の3本の基本的な柱と、それを支える生涯学習推進体制づくり、それらに付随する施策の展開方向の番号に対応します。

※現況は、本計画策定時の最新データです。

○ 本計画の位置づけ

本計画を、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第8条に基づき、「都道府県が関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて行う計画」とするとともに、本県の教育振興基本計画である、あいちの教育ビジョン2025の個別計画に位置づける。

○ 愛知県生涯学習推進計画の策定経過

年月日	経過	内容
2021年 7月 1日 ～20日	県政世論調査	・ 県民の意向調査
10月22日	令和3年度 第1回生涯学習審議会	・ 計画の改定について
2022年 2月14日	令和3年度 第2回生涯学習審議会	・ 計画の改定について
2月17日	令和3年度 第1回生涯学習推進本部幹事会	・ 計画の改定について
3月10日	令和3年度 第1回生涯学習推進本部	・ 計画の改定について
3月24日	令和3年度第1回生涯学習審議会 会専門部会	・ 計画の改定について
5月19日	生涯学習に関する施策の照会	・ 各局長宛て照会
8月12日	令和4年度第1回生涯学習審議会 会専門部会	・ 中間案について
8月23日	中間案について意見照会	・ 生涯学習審議会委員宛て照会
12月 1日 ～31日	パブリック・コメント	・ 提出人数3人、提出意見7件
2023年 1月19日	令和4年度第2回生涯学習審議会 会専門部会	・ 最終案について
2月 7日	令和4年度 第1回生涯学習審議会	・ 最終案について
2月20日	令和4年度第1回生涯学習推進 本部会議幹事会	・ 最終案について
3月20日	令和4年度 第1回生涯学習推進本部会議	・ 第3期生涯学習推進計画の 策定

愛知県生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、愛知県生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) その他本部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる関係局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる関係課室の長をもって充てる。
- 3 幹事会は、教育委員会事務局教育管理監が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 本部に関する庶務は、教育委員会事務局学習教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※附則は最新のもののみ記載

(別 表)

本 部 員	幹 事
政策企画局長	秘書課長
	国際課長
総務局長	総務課長
	情報政策課長
人事局長	人事課長
防災安全局長	防災危機管理課長
	県民安全課長
県民文化局長	県民総務課長
	社会活動推進課長
	学事振興課長
	男女共同参画推進課長
	文化芸術課長
環境局長	環境政策課長
	環境活動推進課長
	自然環境課長
福祉局長	福祉総務課長
	障害福祉課長
	高齢福祉課長
	児童家庭課長
	子育て支援課長
保健医療局長	医療計画課長
	健康対策課長
経済産業局長	産業政策課長
労働局長	労働福祉課長
	産業人材育成課長
観光コンベンション局長	観光振興課長
農業水産局長	農政課長
	食育消費流通課長
	農業経営課長
農林基盤局長	農林総務課長
	森林保全課長
建設局長	建設企画課長
都市・交通局長	都市総務課長
建築局長	住宅計画課長
スポーツ局長	スポーツ振興課長
企業庁長	総務課長
病院事業庁長	管理課長
警察本部長	警務課総合企画室長

本 部 員	幹 事
(教育委員会事務局)	総務課長
	生涯学習課長
	高等学校教育課長
	義務教育課長
	特別支援教育課長
	保健体育課長

愛知県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、愛知県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社会教育分科会)

第五条 審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、愛知県社会教育委員である委員をもって構成する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の経過及び結果を会長に報告する。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が会長の同意を得て定める。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(専門部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年六月二十日から施行する。

愛知県生涯学習審議会委員名簿

氏名	現職等
池田 紀代美	愛知県家庭教育企画委員会委員（名古屋市立第一幼稚園長）
鵜飼 宏成	公立大学法人名古屋市立大学学長補佐
氏家 達夫	放送大学愛知学習センター所長
大石 益美	愛知県公立高等学校長会（岡崎北高等学校長）
大村 恵	国立大学法人愛知教育大学教育学部教授
是住 久美子	田原市中央図書館長
後藤 澄江	日本福祉大学福祉経営学部教授
高橋 勝巳	公募委員（日本赤十字社赤十字奉仕団愛知県支部委員会委員）
立川 恵理	愛知県小中学校長会（豊川市立代田中学校長）
戸谷 裕昭	日本労働組合総連合会愛知県連合会広報・教育局長
成瀬 幸雄	南医療生活協同組合代表理事
西久保 ながし	愛知県議会教育・スポーツ委員会委員長
増岡 潤一郎	愛知県都市教育長協議会（みよし市教育委員会教育長）
益川 浩一	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学地域協学センター長
宮崎 初美	子育てネットワーカー
山内 晴雄	愛知県社会教育委員連絡協議会幹事
山田 久子	愛知県地域婦人団体連絡協議会長
吉田 真人	愛知県私学協会副会長

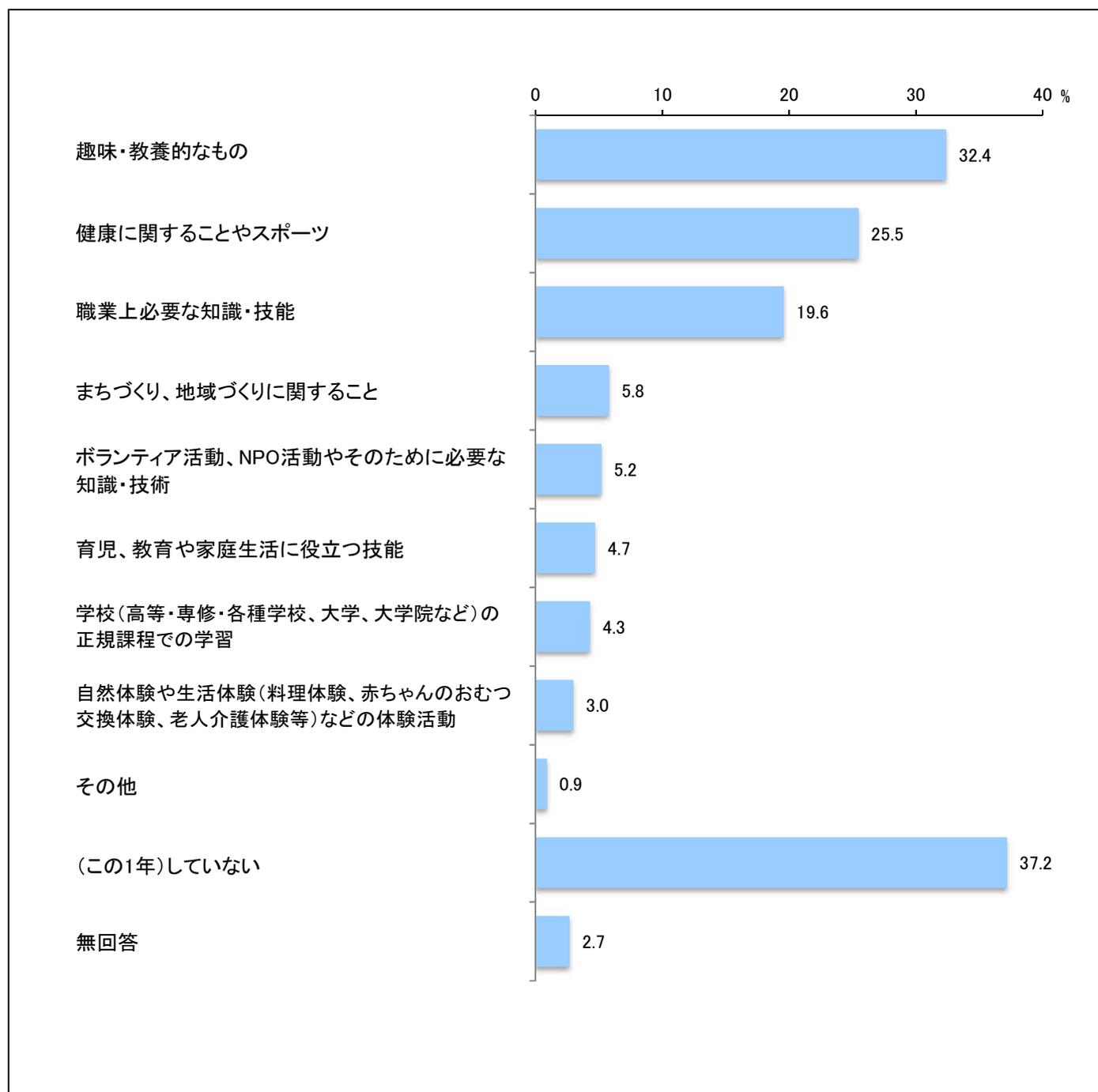
18名（敬称略・五十音順）

県政世論調査(生涯学習に関する取組や考え方について(概要))

- 調査対象
愛知県内に居住する18歳以上の男女 3,000人(層化二段無作為抽出法)
回収数(回収率): 1,647人(54.9%)

- 調査期間
2021年7月1日(木)から7月20日(火)まで

- 1 あなたは、この1年の間にどのような「生涯学習」をしましたか。【複数回答可】
「趣味・教養的なもの」が32.4%



第3期愛知県生涯学習推進計画
～自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会～

2023年3月
愛知県

愛知県教育委員会生涯学習課

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6781（ダイヤルイン）

FAX：052-954-6962

メール：syogaigakushu@pref.aichi.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syogaigakushu/

